

羽島市議会政務活動費の交付に関する条例(改正案)に対する意見内容と議会の考え方

No.	受付日	ご意見(意見等の概要)	理由	議会の考え方
1	8月28日	賛成です	限られた予算の中で、いかに効率よく、市民の福利にかなう行政をやっているか、執行機関を監視したり、政策の立案をしたり、とても重要な役割をになっ て いただいている訳なので、それなりの調査、研究、書籍の購入、視察などの必要があります。 ・議会は年4回あるのに、1回議会報告を出すと、8万円ぐらいかかると聞いています。市民の意識改革も含めた活動をしていただくため、増額は必要と思います。	政務活動費については、市議会での検討の中で、現行の金額では全く足りていないとの意見が多く、不足額を試算した結果、同改正額となりました。なお改正額は、県内の平均的な支給額となっています。
2	8月28日	今回の引き上げは妥当と考えます	第一に、議員の調査、研究、広報等の活動をさらに充実するため引き上げは必要と考えます。 第二に、県内実施15市中 最 底であり、引き上げは必要と考えます。 第三に、制度創設以来増額していないこと。	政務活動費は、議員活動に必要な調査研究などに支給されるもので、使途基準が定められており、認められた経費が対象となる。認められない経費は対象外となり、返還金が生じます。 政務活動費については、市議会での検討の中で、現行の金額では全く足りていないとの意見が多く、不足額を試算した結果、同改正額となっています。なお改正額は、県内の平均的な支給額となっています。
3	8月31日	年額8万円は少ない。 18万円に引き上げるに賛成。	・議員さんには、政策立案に必要な学習や他自治体への視察をおおいにやって頂き、市民の生活向上に役立てて頂きたい。 ・リモートで充分という人がいるが、言葉では伝わらない部分を実際現地を訪問し体で感じて頂きたい。 ・議員さんがどんな活動をやっているか分からないという人がいるが、活動内容を市民に知らせて行く上でチラシ等は有効である。市政で今何が問題になっているのか、それぞれの意見をチラシ等で市民に知らせて欲しい。(地域の行事参加、お手伝いが、議員の仕事と勘違いしている人がいる) 以上のような点から言って十分ではないが引き上げに賛成。 (出来れば、もっと引き上げてもいい)	政務活動費は、議員活動に必要な調査研究などに支給されるもので、使途基準が定められており、認められた経費が対象となる。認められない経費は対象外となり、返還金が生じます。 政務活動費については、市議会での検討の中で、現行の金額では全く足りていないとの意見が多く、不足額を試算した結果、同改正額となっています。なお改正額は、県内の平均的な支給額となっています。
4	8月31日	政務 費とは何か想像は出来ます。が、どの様に使ってられるか確認されていますか。例があれば教えていただきたい。	以前は「会派」に8万円だったのが個人に18万円、に す るということですが、なぜ?金の出どころは? 説明を求めます。	政務活動費は、議員活動に必要な調査研究などに支給されるもので、使途基準が定められており、認められた経費が対象となる。認められない経費は対象外となり、返還金が生じます。 政務活動費については、市議会での検討の中で、現行の金額では全く足りていないとの意見が多く、不足額を試算した結果、同改正額となっています。なお改正額は、県内の平均的な支給額となっています。